

令和 8 年 6 月 1 日

○規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 4 号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年小田原市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 5 号

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 3 年小田原市
規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「2 9 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 1 3 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた葬祭
補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従
前の例による。